

日本形成外科学会学術集会 利益相反 開示

千葉県こども病院 形成外科・宇田川晃一

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある
企業などはありません。

教育講演 社会保険関連 2

レセプトの査定を防ぐために

千葉県こども病院 形成外科
(日本形成外科学会社会保険委員会)

宇田川 晃一



チーバくん

レセプトが査定される

●なぜ査定されたのか分からない。(腹が立つ?)

→理由が分からないと査定を防ぐことは難しい。

査定を防ぐために何をすればよいかについて、診療報酬請求と審査についての基礎を確認して、最近の審査状況について説明します。



レセプト

- 保険医療機関と保険薬局が保険者に対して1か月分の医療費の請求を行うための明細書。
- ほぼ電子化され画面で審査される。
- 縦覧：6ヵ月分だが、保険者はより長期。
- 突合：医療機関と保険薬局。



レセプトの審査

- 保険医療機関等において行われた診療行為が、保険診療ルールに適合しているかどうかを確認する行為。
- 審査の決定は合議制を採用しており、審査の結果、診療内容が適切でないと判断されるものについては査定し、また、診療行為の適否が判断し難いものについては、医療機関に返戻して再提出を求めるほか、必要に応じて診療担当者との面接懇談や来所懇談を行う。
- 支部間差異、社保と国保、審査委員間差異？



診療報酬が支払われる条件

保険医が、保険医療機関において、

健康保険法、医師法、医療法、薬事法等の各種関係法令の規定を遵守し、

『保険医療機関及び保険医療養担当規則』の規定を遵守し、

医学的に適切な診療を行い、

『診療報酬点数表』に定められたとおりに請求を行っている。



保険診療の禁止事項

- 無診察治療等の禁止（療担第12条）
- 特殊療法・研究的診療の禁止（療担第18、19、20条）
- 濃厚（過剰）診療の禁止（療担第20条）



特殊療法・研究的診療の禁止

医学的評価が十分に確立されていない、
「特殊な療法又は新しい療法等」の実施、
「厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物」の使用、
「研究目的」による検査の実施などは、
保険診療上認められていない。



濃厚（過剰）診療の禁止

検査、投薬、注射、手術・処置等は
診療上の必要性を充分考慮した上で、
段階を踏んで必要最小限に行う必要がある。

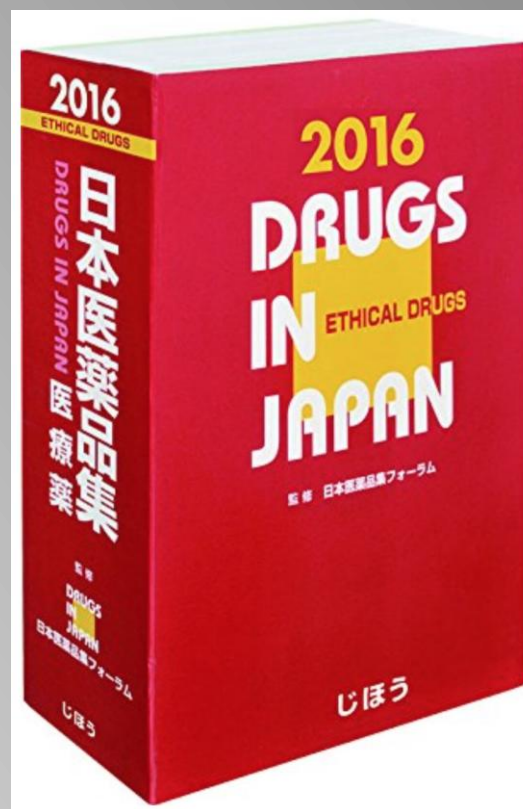
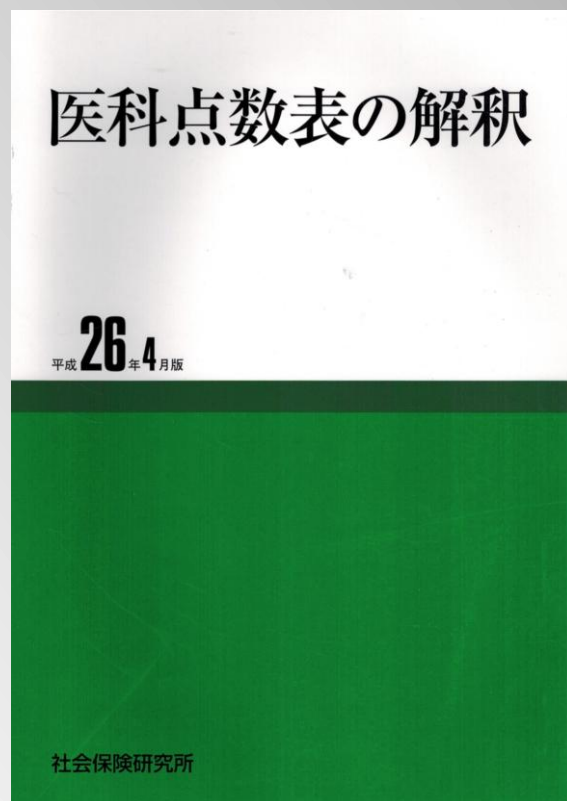


手術の算定上の留意点

- 点数表に掲載されていない特殊な手術や、従来の手技と異なる手術等（腹腔鏡の点数が定義されていない腹部手術等）の手術料を、術者や医事部門の判断のみで、勝手に準用してはならない（振替請求の禁止）。
- これらの手術の費用を患者から別に徴収し、残りを保険請求する事は認められない（混合診療の禁止）。



基準は青本と赤本

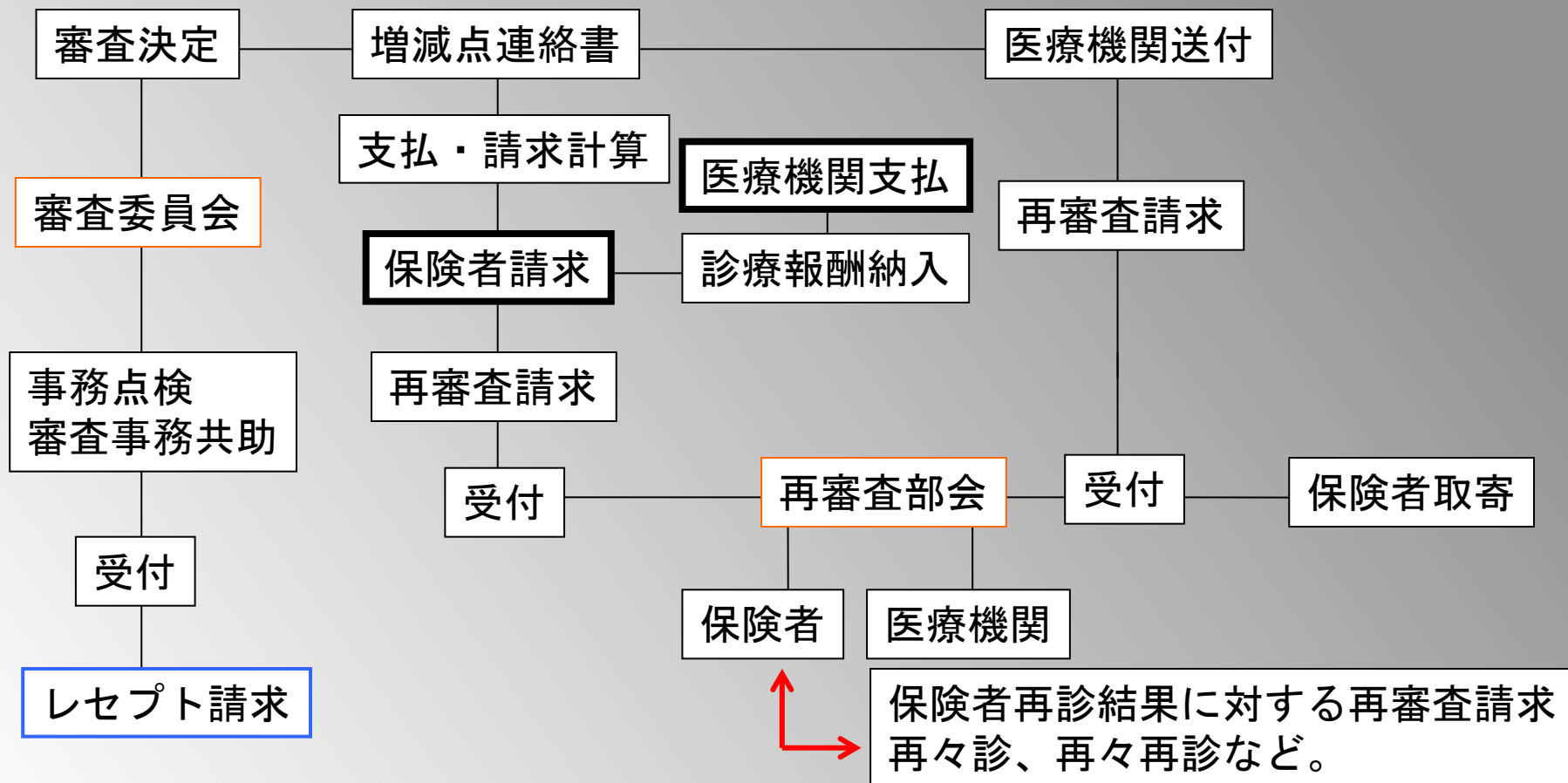


医学的判断というグレーゾーンはあるが、
医学的、学問的な基準、正当性とは異なる！



チーバくん

審査・支払の流れ(支払基金)



* 橋本巖 「医療費の審査」より改



審査返戻の基本的な考え方

基審発 第7号 平成18年4月1日

- 病名漏れに対する査定
- 算定ルール上等、明らかに査定となる事例の返戻の廃止（査定して文書連絡）。
- 返戻：当該明細書に記載された診療行為の大部分を査定することになる場合に限る。



病名がなくても処方が出る薬剤

●低薬価薬剤(17点以下)の薬剤

<病名記載要>(1)血管拡張剤(2)血圧降下剤(3)副腎ホルモン剤(4)高脂血症用剤

●いわゆる佐薬や一過性の症状に対する薬剤

①消化器官用剤、②下剤・浣腸剤、③眠剤、④解熱鎮痛消炎剤、⑤去痰剤、鎮咳去痰剤、⑥感冒剤等は病名がなくても算定は妥当。

●処方箋のみ、処置、手術薬剤などは含まない。



審査の動向

- 縦覧(時系列)審査、再審査の増加
- 算定手術点数についての再審査請求
- 保険者からの再再審への対応



再審査請求

●保険者

原審査後のレセプトに対する査定請求。

再々診あり。査定率は審査精度の評価の目安。

●医療機関

原審査査定に対する復活請求。

基本的に後出し詳記は認めない。



よくある算定の間違い 1

- デブリードマン: 植皮などを前提。
- デブリードマン加算は創傷処理の加算。
- デブリードマンは、当初の1回に限り算定。
- 熱傷により20%以上に植皮: 5回まで可。



よくある算定の間違い 2

- 単なる癒痕という傷病名は手術算定の適応外。肥厚性癒痕などは算定可能。
- 顔面多発骨折観血的手術：上下顎の同時骨折。
- 植皮、骨移植、複合組織移植などは、別皮切による移植片採取手技の費用を含む。



疑義解釈資料 1

(問) 2014年4月30日:手術に伴い、術前・術後に用いた薬剤は、手術に係る費用として別途算定することが可能か。

(答)手術に係る費用として別途算定可能な薬剤は、当該手術の術中に用いたものに限られ、それ以外の薬剤については別途算定できない。

* 術後の疼痛緩和に非ステロイド鎮痛薬、術創部などに外用剤などは算定不可。



疑義解釈資料 2

(問) 2015年9月3日: J003局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)は、「特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる」とこととされているが、局所陰圧閉鎖処置用材料を算定した日しか当該処置料は算定できないのか。

(答) 過去に局所陰圧閉鎖処置用材料を算定していて、引き続き当該材料を使用して治療を行っている場合には、当該材料を算定した日以外の日であっても、1日につき1回、当該処置料を算定できる。



平成27年度第5回 審査充実全体会議における 「審査の取り扱いに関する一定の見解」

K022組織拡張器による再建手術(一連につき)

(一定の見解)

K022組織拡張器による再建手術(一連につき)については、部位ごとに組織拡張器の挿入が必要と判断できる場合は、各々の部位に対して算定を認める。



おわりに

査定を防ぐために何をすればよいかについて、改めて診療報酬請求と審査についての基本事項を確認し、最近の審査状況について解説しました。会員の皆様のレセプト作成に役立てば幸いに思います。

ご清聴ありがとうございました。

